

天保八年
二月三日

芦屋市文化財調査報告 第33集

芦屋廃寺遺跡(第53地点)・寺田遺跡(第104地点)

震災復興埋蔵文化財確認調査概要報告書

津知川排水区雨水管敷設工事(東川用水路推定地)に伴う確認調査

1999年3月
芦屋市教育委員会



芦屋市文化財調査報告 第35集

芦屋廃寺遺跡（第53地点）・寺田遺跡（第104地点）

震災復興埋蔵文化財確認調査概要報告書

津知川排水区雨水管敷設工事（東川用水路推定地）に伴う確認調査

1999年3月

芦屋市教育委員会

刊行にあたって

本報告書は、平成10年度に実施した芦屋廃寺遺跡（第53地点）・寺田遺跡（第104地点）の確認調査の成果の概要をまとめたものです。

この調査の主な目的の一つは、この地域を流れていた東川の全貌を知ることでした。

東川の自然流路は、平安時代末の12世紀には流れており、室町時代の15世紀に埋没しましたが、江戸時代には芦屋市の西部旧2か村と神戸市東灘区の旧3か村の田地80町歩を潤す農業水源、用水路として機能していたものです。

調査結果によりますと、遺物の出土量は少なかったのですが、東川の形成時期や堆積状況を知るうえで良好な資料を多数採取することができました。芦屋の土地利用、水利の歴史を知るうえで重要な手がかりになるものと考えます。

発掘事業は、多くの方々のご協力、ご理解がなければできないことは申すまでもありません。今回も事業者の芦屋市建設部の方々、現地調査から本書の発刊まで作業全般にわたって活躍された方々に感謝の念を表します。

平成11年3月31日

芦屋市教育長 三浦 清

例 言

1. 本書は、芦屋市・芦屋市教育委員会が阪神・淡路大震災に伴う震災復興調査の一環として実施した、津知川排水区雨水管敷設工事に伴う、芦屋廃寺遺跡（第53地点）・寺田遺跡（第104地点）における第1次確認調査並びに第2次確認調査にかかる埋蔵文化財調査概要報告書である。
2. 当該埋蔵文化財の第1次・第2次確認調査は、平成10年度、芦屋市教育委員会社会教育部文化財課が芦屋市建設部下水道課の依頼により実施した。
3. 両調査地点の遺跡間における関係と所在地は、下記のとおりである。

芦屋廃寺遺跡（第53地点）

所在地番：兵庫県芦屋市三条南町181番地先から三条南町29-2番地先

寺田遺跡（第104地点）

所在地番：兵庫県芦屋市三条南町29-2番地先から三条南町46番地先

4. 第1次確認調査並びに第2次確認調査は、下記の者が担当した。

芦屋廃寺遺跡（第53地点）・寺田遺跡（第104地点）第1次確認調査

森岡秀人（芦屋市教育委員会社会教育部文化財課文化財係長・学芸員）

竹村忠洋（芦屋市教育委員会社会教育部文化財課文化財係員・学芸員）

芦屋廃寺遺跡（第53地点）・寺田遺跡（第104地点）第2次確認調査

森岡秀人（芦屋市教育委員会社会教育部文化財課文化財係長・学芸員）

竹村忠洋（芦屋市教育委員会社会教育部文化財課文化財係員・学芸員）

若林純也（芦屋市教育委員会社会教育部文化財課文化財係埋蔵文化財嘱託・学芸員）

5. 発掘調査並びに出土遺物の応急整理と報告書編纂作業にあたっては、森岡・竹村・若林の3名の担当者以外に芦屋市教育委員会文化財課所属の調査補助員（岡美和・楠貴大）が参加した。また、古川久雄（調査員）・桜井雅子（調査補助員）・竹林裕一（調査補助員）・荒木由美子（整理補助員）の協力を得た。

6. 本書作成のための作業分担は下記のとおりである。

遺構製図（岡美和） 実測遺物抽出（森岡秀人・竹村忠洋・古川久雄） 遺物実測・製図（岡美和）
遺構図版作成（森岡秀人・竹村忠洋・若林純也） 遺構撮影（竹村忠洋・若林純也） 水路現状
撮影（森岡秀人・古川久雄） 遺物撮影（古川久雄） 挿図・表作成（森岡秀人・竹村忠洋・若林
純也・古川久雄・桜井雅子・竹林裕一）

7. 本書の執筆は、森岡・竹村・若林・古川が担当し、目次のとおり分担した。

8. 本書の編集は、森岡・竹村・古川が担当した。

目 次

刊行にあたって	芦屋市教育長 三浦 清
例 言	
目 次	
I 調査に至る経緯	(森岡秀人) … 1
II 芦屋廃寺遺跡・寺田遺跡と東川用水	
1. 芦屋廃寺遺跡と寺田遺跡	(若林純也・古川久雄) … 3
2. 東川用水路の概要	(森岡) … 5
III 調査の結果	
1. 第1次確認調査	… 11
(1) 調査の経過	(竹村忠洋)
(2) 発掘調査の方法	(竹村)
(3) 基本土層と遺構の検出	(竹村)
(4) 出土遺物	(古川)
2. 第2次確認調査	… 18
(1) 調査の経過	(若林)
(2) 発掘調査の方法と土層の所見	(森岡・若林)
(3) 出土遺物	(古川)
IV まとめ	
1. 調査結果からみた東川の南北幹線	(竹村) … 23
2. 出土遺物からみた東川谷状地形の変遷	(森岡) … 24
V 考 察	
1. 芦屋廃寺遺跡・寺田遺跡と東川	(森岡・竹村) … 26
2. 中世鷹尾城と高座川、そして東川用水	(古川) … 28
引用・参考文献	… 31
あとがき	(森岡)

報告書抄録

ふりがな	あしやはいじいせきだい53ちてん・てらだいせきだい104ちてん しんさいふっこうまいぞうぶんかざい かくにんちょうさがいようほうこくしょ							
書 名	芦屋廃寺遺跡(第53地点)・寺田遺跡(第104地点) 震災復興埋蔵文化財確認調査概要報告書							
副 書 名	津知川排水区雨水管敷設工事(東川用水路推定地)に伴う確認調査							
巻 次								
シリーズ名	芦屋市文化財調査報告							
シリーズ番号	第35集							
編著者名	森岡秀人 竹村忠洋 若林純也 古川久雄							
編集機関	芦屋市教育委員会 文化財課							
所 在 地	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL. 0797-31-9066							
発行年月日	西暦1999年(平成11年)3月31日							
所収遺跡名	所 在 地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	調査番号					
あしやはいじいせき 芦屋廃寺遺跡 (第53地点)	ひょうごけんあしやし 兵庫県芦屋市	28206	A H53	(北端) 34度 43分 53秒	(北端) 135度 17分 57秒	第1次 確認調査 19980616 ～ 19980629	第1次 確認調査 43.31㎡	津知川排水区 雨水管敷設工 事に伴う事前 調査
てらだいせき 寺田遺跡 (第104地点)			T D104	(南端) 34度 43分 45秒	(南端) 135度 17分 59秒	第2次 確認調査 19980803 ～ 19990331	第2次 確認調査 1,139.5㎡ (事業面積)	
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
芦屋廃寺遺跡 (第53地点) 寺田遺跡 (第104地点)	河道跡	古墳時代 ～ 室町時代 江戸時代	河道跡 用水路	土 師 器・須恵 器 瓦器・陶磁器・瓦 瓦孔円板未製品		東川用水路に先立つ旧東川の谷状地形 の存在を確認		

I 調査に至る経緯

東西2.5km、南北8.3km、総面積17.31km²の芦屋市は、平成7年1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震により壊滅的な被害が生じた。地震の規模はマグニチュード7.2、震源地は淡路島北部海域で、震源の深さは20kmであった。

芦屋市は、被災直後から近隣被災市町とともに関係法令の適用を受けた（平成7年1月17日、災害救助法の適用、同年1月25日、激甚災害の指定）。市民生活と一見直結していないかにみえる埋蔵文化財も、実は住宅や建物、道路などの復旧・復興工事と密接に絡むことが理解され、その保護と時間を急ぐ震災復興との調和を目指す意図から、文化庁・兵庫県も次々と基本的な方針と運用上に必要な適用要領およびマニュアルを整備していった。

その具体的内容については、芦屋市文化財調査報告第27・28・30・32・34集の震災関連で刊行された報告書に詳述したので、ここでは割愛するが、本調査が「阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに関する基本方針」（平成7年3月29日文化庁次長通知、平成10年3月31日期間延長通知、以下「基本方針」とする）に基づき実施されたことを明記しておきたい。

芦屋市教育委員会は、埋蔵文化財の不時発見を未然に防ぐ目的により、兵庫県教育委員会の指導を受け、公共工事に先立ち確認調査を実施している。今回の調査の動機は阪神・淡路大震災の被災地における雨水管敷設事業に伴うものであるが、その一環として該当する下水道工事であると同時に「周知の埋蔵文化財包蔵地」〔森岡編1993〕にも相当し、その記録保存の取扱いにしながら実施をみたものである。

当該工事が予定された道路は、芦屋川の西側に所在する旧三条村を南北に縦断している。地形的には、芦屋川扇状地と東川扇状地の谷間を通っており、現状でも道路より特に東方が急激に高まる地形をなすことがわかる。周辺で行われている既往調査の結果、当該道路の位置には、少なくとも中世



第1図 兵庫県と芦屋市の位置

(12～13世紀)には自然河川が流れており、15世紀頃にほとんど埋没したことが確認されている〔森岡・松村・後神編1991〕。この川跡が、近世の文献史料では、江戸時代に現神戸市東灘区域を含めた本庄五か村への農業用水を確保するための用水路となっていたことが知られている。この河川は、通称、「東川」と呼ばれ、南方の津知町へと流下し、津知川へと連続する(Ⅱ-2参照)。

本道路はこの旧河川と走向を同じくするため、震災後の影響もあって、平成9年7月の降雨に伴う増水時には、道路路面が著しく冠水の憂き目に会い、周辺の民家も床下浸水した。かかる路面や住宅の被害に対し、本市道路管理者である芦屋市長 北村春江は、本道路に新たに雨水管を敷設することを計画した。工事の全体面積は1,139㎡であり、工事期間は平成10年8月1日～平成11年3月31日(予定)である。

事業計画の進捗に伴い、本道路は周知の埋蔵文化財包蔵地である芦屋廃寺遺跡と寺田遺跡(Ⅱ-1参照)を南北に縦断していることから、文化財保護法第57条の3第1項に基づく発掘通知が平成10年4月17日付(芦教社文第8号経由で兵庫県教育長宛送付)で芦屋市長 北村春江より、本市教育委員会文化財課に提出された。

本市教育委員会は、これを受け、所管している建設部下水道課と再三協議を重ねた結果、平成10年6月16日～6月29日まで、遺構・遺物などの埋蔵文化財の有無と基本土層などを確認することを目的とした第1次確認調査を実施した(Ⅲ-1参照)。担当者は、森岡秀人(文化財課係長)・竹村忠洋(同課係員)の両名である。

調査地点名については、先述したとおり、当該道路が芦屋廃寺遺跡と寺田遺跡を南北方向に縦断しているため、それぞれの範囲にしたがって地点名を分割し、阪急神戸線以北を芦屋廃寺遺跡(第53地点)、それ以南を寺田遺跡(第104地点)とし、個々のトレンチ名は遺跡と無関係に、北から順に通し番号を付した。またこれとは別に、下水道課が実施した試掘調査については、北から下水道試掘トレンチA・Bと名付けている。今回の調査箇所は、トレンチ14ヶ所にのぼり、調査面積は43.31㎡である(下水道試掘トレンチA・Bを除く)。その結果、包含層の遺存や流路転向など遺構に関する所見が得られたため、本調査実施の必要性を終了報告とともに市下水道課に回答した。

本調査に関する計画協議は、平成10年7月15日、教育委員会文化財課と建設部下水道課とによって行われ、調査方法として、工期中、工事全体を立会する方法により実施することとし、平成10年8月3日から平成11年3月31日までの工事予定にあわせて調査期間が設定された。また、調査の性格上、この調査を以下「第2確認調査」と呼ぶことにした(Ⅲ-2参照)。

なお、調査・整理費並びに本書刊行費は原因者である芦屋市建設部下水道課が全額負担した。調査は森岡秀人(文化財課係長)・竹村忠洋(同課文化財係員)が担当し、若林純也(嘱託)が主任となって、楠貴大・岡美和(調査補助員)が作業に従事した。また、この間の調査基地は、市街路課所管の西芦屋町27番地(道路用地)にコンテナハウスを設置し、同時に、出土遺物の整理作業や報告書刊行に向けての作業を進めた。

(森岡秀人)

Ⅱ 芦屋廃寺遺跡・寺田遺跡と東川用水

1. 芦屋廃寺遺跡と寺田遺跡

今回の調査地は、芦屋市の西部に所在する芦屋廃寺遺跡と寺田遺跡を南北に縦断している。この両遺跡周辺は市内でも遺跡が濃密に分布している地域で、ここでは両遺跡の概要について簡単にふれておく（第2図）。

芦屋廃寺遺跡は、西山町・西芦屋町・三条町・三条南町、寺田遺跡はその南側の西芦屋町・三条南町一帯に広がる遺跡で、ともに芦屋川右岸の芦屋川と東川が形成した扇状地上に立地している。

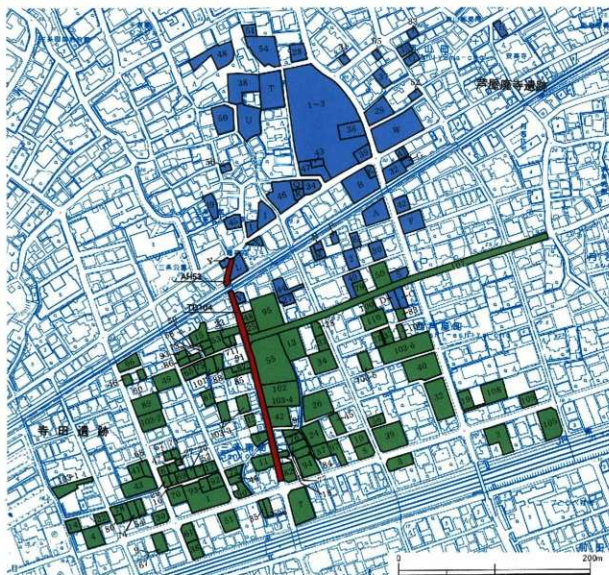
芦屋廃寺遺跡の名称にもなっている「芦屋廃寺」は、明治41年の神戸史談会による発掘作業で多量の瓦が検出されたことから、この地に奈良時代以来の寺院跡の存在が確認された。その後も何度か瓦の採集は行われていたが、昭和42年のマンション建設による発掘調査以来、平成10年12月までに55次におよぶ調査（確認・立会調査を含む）が行われている（第3図）。これら既往の調査の結果、白鳳時代～江戸時代にかけての瓦が多量に出土することから、「芦屋廃寺」は西山町周辺に存在したと推測されている〔村川1970・76〕。しかし、創建時の寺院の正確な位置や伽藍配置を確定させる遺構はいまだ発見されておらず、ただ塔心礎と考えられる礎石だけが現在芦屋市立美術館博物館に移設保存されている〔森岡1993・94〕。また、寺院関係の遺構・遺物の他に縄文時代以降の各時代の遺構・遺物も多く検出されている。今回の第53次調査地点は、本遺跡推定包蔵範囲の南西隅にあたり、三条八幡神社の南西に位置する。

寺田遺跡は、ほぼ中央を今回の調査対象でもある東川の谷地形が南北に縦断し、遺跡を大きく二分している。昭和35年の市道工事に伴い、藪川祐作氏が須恵器・土師器片を多量に採集されたことで遺跡の存在が確認されたもので、昭和59年に第1地点の発掘調査が行われて以来、平成10年11月ま



1. 城山遺跡 2. 倉下山遺跡 3. 山戸原遺跡 4. 城山・三条古墳群
5. 冠遺跡 6. 三条岡山遺跡 7. 三条九ノ坪遺跡 8. 芦屋廃寺遺跡
9. 月若遺跡 10. 寺田遺跡 11. 六条遺跡 12. 清水遺跡 13. 前田遺跡
14. 津短遺跡 15. 芦屋神社境内古墳 16. 奥平遺跡 17. 大原遺跡
18. 打出岸遺跡 19. 八十塚古墳群 20. 朝日ヶ丘遺跡 21. 阿保親王塚古墳
22. 久保遺跡 23. 堂ノ上遺跡 24. 打出小塚遺跡 25. 金津山古墳
26. 若宮遺跡 27. 呉川遺跡

第2図 芦屋市内主要遺跡分布図（1/50000）



第3図 芦屋廃寺遺跡・寺田遺跡における既往調査地点分布図（1/4000）

で110次にもおよぶ調査（試掘・確認調査を含む）が行われている（第3図）。その結果、遺跡の南西部には弥生時代前期の遺構がみられ（第16・17・20・24・27地点）、その南側では、古代の掘立柱建物跡が確認されている（第1・52地点）。さらに、第1地点の東に隣接する第90地点では、「大領」「少領」などの文字を記した墨書土器を含めて、奈良時代の土器が多量に出土している。また、阪急電鉄神戸線に近い北部では弥生時代～近世に至るまでの幅広い時代の遺構・遺物が検出されている。中でも第55地点では弥生時代終末期の竪穴住居群、古墳時代の竪穴住居・掘立柱建物、奈良時代の掘立柱建物、中世の遺構群などが確認され、第95地点では古墳時代前期～後期の造り付け庵の日立つ竪穴住居群などが確認されている。また、南東隅にあたる第40地点では弥生時代のV字溝、弥生時代終末期の竪穴住居、掘立柱建物、古墳時代後期の掘立柱建物、鎌倉時代の掘立柱建物を構成する柱穴群など、多量の遺物・遺構が検出されている。（若林純也・古川久雄）

2 東川用水路の概要

本市の西部を流下する芦屋川は、狭隘な平野部を潤す農業用水の水源として重要な位置を占めている。文献史料に残る芦屋川灌漑用水利用に関する史料の上限は、戦国時代末期の天正年間に通る「芦屋川水日数定」（猿久吉左エ門文書・天正17年5月17日）であろう。すなわち、芦屋川流水をめぐる芦屋村一本庄五か村間の争論に際し、山路庄（神戸市東灘区）の年寄が仲介に入って、その取扱いにより、芦屋村の年寄～下百姓間の惣百姓が相談を重ね、導水の方法を合議し、決定するに至ったことを示す史料である。

その具体的方法は、（1）芦屋川西岸に存在する「川西市之井手」（一の井手）からは30日中13日間引水させること。（2）芦屋川東岸に存在する「川東二之井手」（二の井手）「三之井手」（三の井手）からは30日中17日間引水させること。（3）これら3ヶ所の井手の中から「ほうぞ井手」へ1日に付いて二反分の水ずつ上申し、同1日に付いて二反分の水ずつ年寄に給水する方針とし、同二の井手の下水も同水に準ずることが定められたのであった。

この文書は写しではあるが、芦屋村年寄中である左京介・猿丸太夫・太郎右衛門・与左衛門・源左衛門が連名により山路庄年寄中の畑弥右衛門・横田又左衛門・畑市太夫・住吉藤次介に対しさし入れた一札であり、関連して「蘆屋川水之割事」も今に伝わっている。後者は、前者の取り決め方を基礎として天正17年（1589）5月27日に芦屋川用水の詳細な「番割」を規定した内容であり、上記した3ヶ所の井手に関する分水日割りを定めたものとなっている。

以上の経過により、かかる水論は着着するに至り、芦屋川の用水の利用日数による区分方式が成立したわけであるが、中世末期～近世初期に芦屋川右岸地域一帯を潤す水源として、川の西側に設けられた取水堰の存在（一の井手）がクローズアップされる。この井手こそ後に「東川用水一の井手」と呼称されるものと同一と考証されており、三条村・津知村・森村・深江村・中野村の本庄五か村80町歩田畑に導水される取水口と推定されている。

東川はこのように、文献史料に言う芦屋川西の一の井手から導水、配水された芦屋川に直結する幹線用水路とみて大過ないが、用水の利用法については、下記のごとくかなりの変遷が認められる。利用慣行にみられる第一の変化は、小阪作兵衛文書にある17世紀後半の史料からうかがわれる。すなわち「東川用水番割帳控之写」（貞享4年・1687）がそれであり、用水の番割仕法が改められるに至っている。

分水・配水の利用形態を意味する番割は、現実的には日分けによる共同利用にはかならず、中野村を番頭に編成され、番水日数については、深江村4日、中野村3日、森村3日、三条村1日、津知村1日の計12日間一巡と定められた。ここで、小路村が編入されなかったことは注意されてよい。ここにみられる番水の日数に生じた格差は、ひとえに東川用水への依存度との関係が重視されたものとみられ、流初、流末の位置関係、取水口からの各村々への距離や受益する耕作面積の大小などに基因するものと考えて大過ない。近世各村の独自性と自立化の反映の一つと考えられるのである。

この結果、東川用水路の川上に占地している三条村は、日常的な井路筋の漏水対策や修理事業、管

理保守の仕事を専ら分担したことにより、いくつかの特典を獲得しており、それは以下のような内容からなる。(1) 三条村字垣内(畦垣内)には毎日分水。(2) 字観音田七畝歩には毎日分水。(3) 7月15日の水は、西・東の番水に関係なく例年三条村に遣わす水となる。(4) 三条村・津知村が番の水で根付けるときは、両日ともに両村へ分水する。

貞享4年(1687)に定めをみた東川用水番割の割は、以上のような内容であるが、その後40年の歳月を経て大きな水論が18世紀前半に入って起こっている。享保11年(1726)の三条村の畦垣内用水利用をめぐる水争いで、下流の村々にとっての前記した三条村特典に対する不満のあらわれといえる。旧中野村村有文書中の「願書」によれば、訴え出た村は、森・津知・中野・深江・小路の5村で、貞享4年の定めに違反する三条村の用水利用を強く非難したものである。具体的には、近年、三条村が水路の穴もり等も全然留めなため、村々から大勢番人を供出していること。畦垣内の近辺において畑かえしや藪開きなどが行われ、川筋のつけ替えなど我儘に大水を掛けしているというものであった。

明和元年(1764)、旧中野村村有文書には、中野村から三条村に対する非難の訴えが再度出ており、18世紀前半から巻き起こった水論が18世紀後半に持ち越されていることが推察できる。結果として、両村の争いは翌明和2年(1765)、「あぜ垣内分水石」の設置により、「為取替証文」が作られて和解の成立をみるに至った(小阪作兵衛文書)。この畦垣内の分水取り入れ口は、三条町144番地付近に現存している。分水石は取水口部分に幅9寸、高さ1尺の石を伏せ据えることにより、常時取水水位を一定にするためのものである。

畦垣内の用水利用問題並びに紛争については、寛政11年(1799)に再起しており、東川用水一の井手取水の刻限をめぐる、芦屋村と本庄五か村が争っている。その後、中野・深江・津知三か村と三条村が争うこととなり、大阪町奉行所への出訴、双方地頭下げの取扱いなどに至り、新たな定めもできて、特典を保有していた三条村の畦垣内分水利用権は順次縮小の一途をたどっていった。

東川用水一の井手取水の刻限をめぐる問題は、芦屋川の元々の利用権者である芦屋村と他村との間でも紛争へと発展し、寛政11年～12年(1799～1800)の争論では、芦屋村の取水時間の適正化と刻限厳守が約束事となった。

争論が複雑化する原因として、市域東部の打出村の参画があげられるが、文化8年(1811)6月の大雨による芦屋川の満水、一の井堰の損壊をめぐる争いはその発端をなした。これを契機として、本庄五か村からの申し入れは、「有米りの一之井手より余程川下之取下ヶ、新規井堰拵度趣」であり、下流地点における新造井堰の構築をもくろんだものであった。同じ井組を形成する打出村は、芦屋村が一の井手から取水する番水の一部を活用しており、結果として争いの内容を二本立てとすることになった。

三条村・芦屋村周辺における近世灌漑農業を支える用水利用は、六甲山地南麓の急流河川依存型であり、各地にみられる溜池はわずか2ヶ所で池床面積も二反余歩にすぎず、芦屋村639石の村高に見合う用水の確保にはきわめて不向きであった。ただ、六甲山中に源を発し、山地を流下する河川は数限りあるものであって、特に芦屋川水系からの導水域は芦屋・三条・津知の3村に加えて打出村の台頭、本庄五か村などが恒常化し、流域の村々の合理的活用にも自ずと限界が横たわっていたのである。



第4図 旧東川と東川用水路の新ルート復元図 (1/7500) A～Pは写真撮影地点〔本文第5～8図、図版13～15〕

以上、農業用水としての芦屋川の利用と近世一の井手を取水口とする東川用水路の果たした役割、水論を参考文献（P31）に依拠しつつ概観してきたが、次に近世東川用水路の流路の想定など、踏査結果と残存する遺構の実態から少し整理しておきたい（第4図）。

開森橋以北の現行芦屋川兩岸は既に近代以降の護岸工事が進んでおり、川から兩岸地域への取水口を明確に示す遺構は残っていない。近世に遡る水路遺構が明確に残っているのは、芦屋町159番地付近からで、そのことから推定すれば、一の井手の想定地点はそれ以北ということになるが、近世における芦屋川の河床との関係が一つ重要なポイントとなるだろう。

取水堰の設置は河床の最低所とは限らない実態から、堰による増水と保水時の河床を考慮して、現在は開森橋北方700mに所在する角石堰堤付近と推定している（図版13上）。この箇所は、芦屋川が六甲山中の谷あいを幅狭く蛇行するところから川幅を広げ、直流に変更する部分であり、まとまった水量を堰き止めやすい条件下にある。

さて、東川用水路の具体的ルートの復元研究はこれまでに試みられることが少なく〔和田1982・92〕、現状ではそれによった記述や紹介が目立つ。この報告は町域ごとに観察区画を設け、水路の配線を実地踏査に基づき明らかにしようとした意欲的な試論であるが、導線をかなり主観的・固定的にみためであって、現状ではその大半について疑問を抱いている。

改めて現地踏査し、古い水路の配線状況を確認してみると、東川用水路として地形的にも、行政区分上でもよりふさわしいルートを見出すことがなお可能であって、本書では和田秀寿案〔和田1982〕によらない別ルートの復元案を提示しておきたいと思う（第4～8図、図版13～15）。

用水路は通常、田畑など生産域を起点と終点にして、排水路と導水路に機能分けされる。典型的な河川用水に基づく東川用水路も各村々の可耕地に対する入りと出があったはずであり、三条村の用益までは導水、津知村や残る本庄三か村（森・中野・深江）に対しては、三条村からみて一部排水機能を有したことが想像される。

芦屋川中流域西側に所在した一の井手の堰から引水された用水路は芦屋川右岸沿いによく流路痕跡をとどめ、通称「高座の滝みち」への分岐点で道路下に斜めにもぐりそこからは川沿いを離れ、高座川を法泉寺橋のところで掛樋を用いて横断する（図版13中）。この箇所では、当時川の上を木樋で渡されていたとみられ、大正年間の絵葉書にも後継とおぼしき樋管が写真として残っている。

引水井路は高座川を渡る前に左岸川べりに建つ芦屋リバーサイドマンション北側付近で分岐する（第5図）。和田案では分かれたその東側の低位置水路を東川用水路としてとらえるが、水流の標高を急激に落とし、川を渡ってから以降、再び芦屋川沿いを直進するので甚だ不自然である。このマンションの位置には、明治前半期、水車が稼働していたから、本来は水車用水に伴う水路であったとみなされ（古川久雄氏教示、第20・21図）、近世後期以降のある時期に下水車に供用する目的で分水されたものと考えられる。木樋によって渡された水路は、扇状地形のコンタラインに沿って直角に西折し、ちょうど屈折点には水路を埋め込んだ後補の石垣（写真中央の用石法の異なる箇所）が明瞭にその幅を示す痕跡をとどめている（第6図）。

その後もコンタラインの広がりにより南西方向へと流下するが、三条村の存在する西方向にたどる

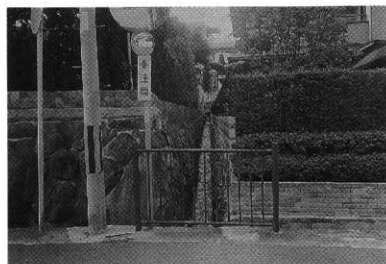
第5図 東川用水路の現状(1)
B地点(北から)



第6図 東川用水路の現状(2)
D地点(東から)



第7図 東川用水路の現状(3)
F地点(南から)





第8図 東川用水路の現状(4)
K地点(北東から)

ことを主眼とし、あまり井路底の高度を下げない。山芦屋町103～105、107～109番地間には幅約1.3 mの細い路地としてコンタに沿う形の水路痕跡をよくとどめている(図版13下)。このまま西流する水路が方向を変えて南流し、一気に高度を落とすのは、いわゆる東川の谷筋地形に入る箇所で、この部分では、古川論考(本書第V章第2節)で説かれている本来の東川の自然流と合流する(第4図)。

南流する水路は確実にたどれ(第7図)、現照楽寺東側を谷筋にしたがい流下して(図版14上)、いわゆる三条村畦垣内分水取入口付近で、A地区(山芦屋町)→B地区(西山町)→C地区(三条町)のルートを想定した和田案〔和田1982〕と合することになる(図版14中)。以後は今回の調査地を南流し、三条南町41番地南側で西折し、さらに50m程進んで南下する(第8図・図版14下)。

これより南、暗渠と化した用水路に伴う不自然なカーブの古道は現市街図(第4図)にも明瞭に残っており、J R東海道本線の下をくぐり(図版15上)、清水町を曲折しつつ流れ国道2号線を越えて(図版15中・下)、津知町日吉神社西側へと至る。

なお三条南町43番地における神戸に向けての西流分岐点(第8図)以西の状況は、ほぼ現行神戸市境にあたる地点で南に折れ曲がる。この水路は、年代的な検証を必要とするが、神戸市東灘区域に該当する森村や中野村への導水路とみても不自然ではなく、傾斜地を流下してきた水路であるだけに、本庄三か村などより西方の村々への用益には地形に則した配水という観点から見直すべきであろう。

述べてきた試案は、地形的にも村域との関係からみても三条村の水利権を念頭に置ける合理性に富むものといえ、今後の検討に値する。東川用水路に関する以上の復元ルートを新案としてこの際提出し、後考を待とうと思う。

(森岡)

Ⅲ 調査の結果

1. 第1次確認調査

(1) 調査の経過

第1次確認調査は、芦屋市教育委員会を調査主体とし、調査担当者を森岡・竹村として、平成10年6月16日～6月29日にかけて実施した。調査地点名については、当該道路が芦屋廃寺遺跡と寺田遺跡を南北方向に縦断しているため、それぞれの範囲にしたがって地点名を分けた。具体的には、阪急神戸線以北を芦屋廃寺遺跡第53地点（図版1上）とし、それ以南を寺田遺跡第104地点（図版1下）とした。

1日につき1～2ヶ所のトレンチを掘削し、調査を進めた。トレンチの掘削は道路の片側通行を確保するために、まず、寺田遺跡（第104地点）において、6月16日～23日にかけて道路の東半分を調査した（第3・4・6・8・10・12・14トレンチ）。次に、6月24日～26日にかけて、道路の西半分を調査した（第5・7・9・11・13トレンチ）。芦屋廃寺遺跡（第53地点）は、最後の6月26日・29日にトレンチを2ヶ所掘削した（第1・2トレンチ）。また、文化財課とは別に、下水道課で6月18日に埋設管確認のための試掘トレンチが2ヶ所掘削されたので、それについても土層の観察・記録を行った（下水道試掘トレンチA・B）。

確認調査トレンチ数は14ヶ所であり、調査面積はトレンチの合計である 43.31m^2 となった（工事対象面積は芦屋廃寺遺跡第53地点： 280.9m^2 、寺田遺跡第104地点： 858.6m^2 ）。（竹村忠洋）

(2) 発掘調査の方法

確認調査トレンチを設定するにあたって、事業対象用地である道路を東西方向に横断する土層、すなわち東川の横断面を観察できるよう心掛けた。しかし、今回の調査では、片側通行を確保するために道路を東西2回に分けて調査しなければならず、また、道路下の埋設管や近隣の住宅の入口を避けてトレンチを設定する必要があった。そのため、当初計画していた道路を横断する土層を観察するトレンチを設定することはできなかった。



第9図 第1次確認調査風景(1)



第10図 第1次確認調査風景(2)

確認調査トレンチは、南北方向に20～40m程度の間隔で設定した（第11図）。トレンチ番号は芦屋廃寺遺跡・寺田遺跡とは無関係に、北から南へ通し番号を付した。また、下水道課が実施した試掘調査については、北からトレンチA・Bと名付けた。

トレンチの掘削方法は、まず、道路面に敷かれたアスファルトをカッター切りしてから、重機で道路下のバラスまで掘削した。それより下層は、人力により掘削した。調査深度は、人力掘削が可能な深さまでとした。

掘削中に出土した遺物は、各土層ごとに採集した。完掘後、土層の観察を行い、写真と図面により記録を行った。なお、写真撮影は35mmフィルム（カラーポジ・白黒ネガ）で行い、図面は東西方向の土層断面を縮尺1/10で実測した。トレンチの位置は道路の側溝やマンホールからエスロンテープによる略測で行い、トレンチ規模についても略測した。その結果をもとに、第11図の調査坑配置図を作成した。基準高は、各トレンチ近くにある本市下水道台帳記載のマンホール上面高（東京湾平均海水準：T.P.）を基準とした。

トレンチは調査当日に埋め戻しを行い、アスファルトを敷き直し、現状復旧を施した。

（3）基本土層と遺構の検出（第12・13図、図版2～8）

第1トレンチ 第1・3・6・7層は砂層・砂礫層で流水による堆積物である。第2・4・5層は砂質土層で、流路の埋土である。砂礫層である第7層には直径約20cmの礫、第6層には直径約10cmの礫、第3層には直径約20cmの礫が含まれる。堆積時期については、第5層からは凹面に布目のある平瓦片1点（第14図28）、中世須恵器1点、中世陶器1点が出土しており、中世に堆積したものと推測される。第4層からは近世の後半の磁器が1点（第14図21）、瓦片3点が出土している。

第2トレンチ 第1・4・6・7・9・10・11層は砂層・砂礫層で流水による堆積物である。第2・3・5・8層は粘質土層であり、滞水していた時期の堆積物か流路の埋土と考えられる。砂礫層である第7層には直径約3cm、第9層には直径約15cmの礫、第11層には直径約30cmの礫が認められる。堆積時期を示す遺物としては、第7層と第8層の境界において近世の瓦片1点が出土している。

第3トレンチ 第6・7・9層は砂層・砂礫層、第8層はシルト層で、ともに流水による堆積物である。第1～5層は砂質・粘質土層であり、流路の埋土および盛土と考えられる。砂礫層である第7層には直径10～50cmの礫、第9層には直径20cm前後の礫が含まれる。第8層はシルト層で、流水速度が遅い時期の堆積層である。遺物は出土しなかった。

第4トレンチ 第4・6層は砂層・砂礫層で流水による堆積物である。第5層は粘土層で、滞水期の堆積である。第2層は粘質土層で、盛土と考えられる。砂礫層である第4層には直径約20cmの礫が含まれている。堆積時期を示す遺物としては、第5層より近世磁器（第14図17・23）が出土した。

第5トレンチ 第2～8層は、砂層・砂礫層で流水による堆積物である。第1層は粘質土層である。砂礫層である第2層には直径約10cmの礫、第4層には直径約10cmの礫、第6層には直径約20cmの礫、第7層には直径約20cmの礫を含む。堆積時期については、第6層からは中世の上師器1点が出土しており、第7層からは中世の須恵器1点が出土している。

第6トレンチ 第1～3層は砂層・砂礫層で流水による堆積物である。砂礫層である第1層には直

径約10cmの礫が含まれる。堆積時期については、第1層からは近代の播鉢片1点が出土しており、近代に堆積した土層であることがわかる。第3層からは、ローリングを受けた弥生土器片1点、古代の須恵器片2点（第14図1）が出土している。

第7トレンチ 第1・2・4層は砂層・砂礫層で流水による堆積物である。第3層は粘質土層で、滞水期の堆積層である。砂礫層である第2層には直径約10cmの礫、第4層には直径約20cmの礫が含まれる。第3層からは近世陶磁器片4点、中世須恵器捏鉢片1点（第14図4）、瓦器碗片1点（第14図7）が出土。

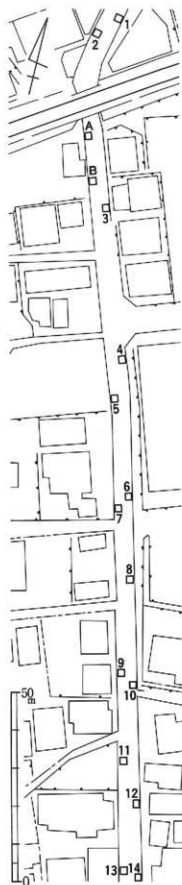
第8トレンチ 第1～3層は粘質・砂質土層であり、第1層は近・現代水田耕土、第2層は流路埋土、第3層は流水による堆積物と考える。第4・5層は砂層・砂礫層で流水による堆積物である。砂礫層である第4層には直径約10cmの礫、第4層には直径約30cmの礫が含まれる。堆積時期については、第4層からは古墳時代後期の須恵器片2点（第14図3）が出土している。しかし、第5層からは中世の青磁片が1点出土しており、当層より上層が明らかに中世以降に堆積したことを確認できた。

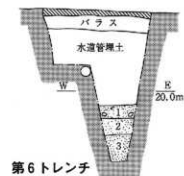
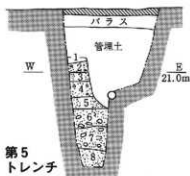
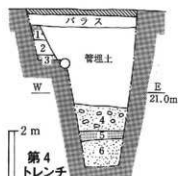
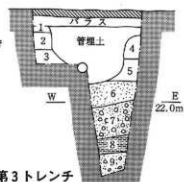
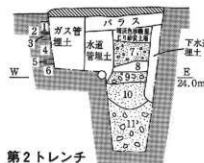
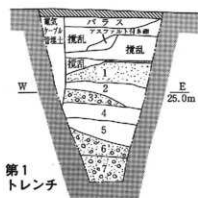
第9トレンチ 第1～4・6・7層は砂層・砂礫層で流水による堆積物である。第5層はシルト層で、直径4cmの円礫を含んでいる。滞水時期の堆積層と考えられ、第10トレンチの第2層に対応している。砂礫層である第3層には直径約20cmの礫、第6層には直径約10cmの礫を含む。堆積時期については、第4層から中世土師器が1点出土している。

第10トレンチ 第1・3層は砂層・砂礫層で流水による堆積物である。第2層はシルト層で、滞水していた時期の堆積物と考えられる。砂礫層である第1層と第3層には、ともに直径約20cmの礫が含まれていた。堆積時期を示す遺物としては、第3層からローリングを受けた古墳時代後期の須恵器片が1点出土している。

第11トレンチ 第1層は、粘質土で近・現代の水田耕作土である。第2層は粗砂層で、盛土と推測する。第3層は砂質土層で、流路埋土と考えられる。第4・5・7層は細砂層で、第6・8層はシルト層であり、ともに流水による堆積物である。当トレンチ以北の堆積物と違い、粒子が細かい。堆積時期を示す遺物としては、第4層付近からは中世の土師器3点が出土している。第6層からは中世の土師器1点が出土している。

第11図 第1次確認調査トレンチ配置図（1/1000）

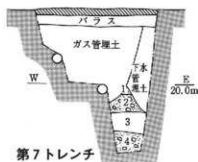




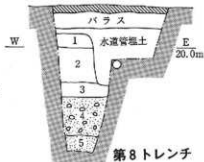
第12図 第1次確認調査トレンチ土層断面図 (1) (1/50)

第12トレンチ 第1層はシルト層、第2・3層は砂質土層であり、流路の埋土、あるいは盛土と考えられる。第4・6・7層は砂層で、礫は含まれない。第5層は粘質土層で、非常に良くしまっている。堆積時期については、第4層付近で、古墳時代後期の須恵器片1点、中世の瓦器碗片(第14図6・10)2点、土師器甕片1点(第14図13)が出土している。

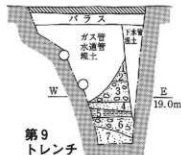
第13トレンチ 第1層は盛土で、第14トレンチ第3層に対応している。第2層はシルト層で、盛土と考えられる。第11トレンチ第3層、第14トレンチ第4層に対応すると考える。第3・4・6・8～11層は砂層・砂礫層、第5・7層はシルト層で、流水による堆積物である。第3層は第14トレンチ第5層に対応しており、第5層は第14トレンチ第6層に、第7層は第11トレンチ第6層に対応している。砂礫層である第3層には直径約20cmの礫、第11層には直径約30cmの礫が含まれる。土層の堆積時期を示す遺物は、出土しなかった。



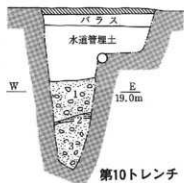
1. 暗灰色粘砂層
2. 暗灰色粘砂層
3. 暗灰色粘砂質土層
4. 暗灰色粘砂層



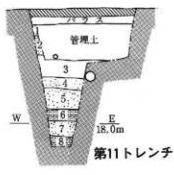
1. 灰色粘質土層
2. 白灰色細砂質土層
3. 暗灰色粘質土層
4. 暗灰色粘砂層
5. 暗灰色粘砂層



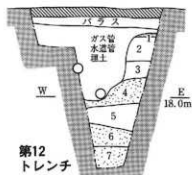
1. 淡黄色砂層
2. 暗灰色粘砂層
3. 暗灰色粘砂層
4. 淡黄色粘砂層
5. 白灰色シルト層
6. 黄色粘砂層
7. 黄灰色粘砂層



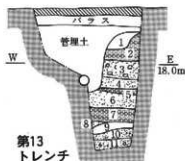
1. 暗黄色粘砂層
2. 白灰色シルト層
3. 暗黄色粘砂層



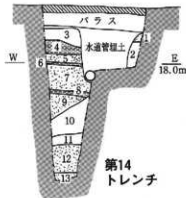
1. 灰色粘質土層
2. 暗灰色粘砂層
3. 淡灰色粘砂質土層
4. 暗灰色粘砂層
5. 暗黄色粘砂層
6. 暗灰色シルト層
7. 暗黄色粘砂層
8. 暗灰色シルト層



1. 淡灰色シルト層
2. 灰色粘質土層
3. 灰黄色粘質土層
4. 淡黄色粘砂層
5. 黄灰色粘砂層
6. 暗黄色粘砂層
7. 暗灰色粘砂層



1. 淡灰色粘砂層
2. 白灰色シルト層
3. 黄灰色粘砂層
4. 灰黄色粘砂層
5. 黄灰色シルト層
6. 淡灰色粘砂層
7. 暗灰色粘砂層
8. 暗灰色粘砂層
9. 暗灰色粘砂層
10. 淡灰色粘砂層
11. 暗灰色粘砂層



1. 淡黄色砂層
2. 暗灰色粘砂層
3. 黄灰色粘砂層
4. 白灰色シルト層
5. 暗黄色粘砂層
6. 暗灰色粘砂層
7. 黄灰色粘砂層
8. 暗灰色シルト層
9. 淡灰色粘砂層
10. 暗灰色粘砂層
11. 暗灰色粘砂層
12. 淡黄色粘砂層
13. 淡灰色粘砂層

第13図 第1次確認調査トレンチ土層断面図(2) (1/50)

第14トレンチ 第1層は砂層で、盛土である。第2層は粘質土層で、近・現代水田耕作土と考えられる。第3層は砂質土層で、流路埋土と考えられる。第5・7・9・12・13層は砂層、第4・6・8層はシルト層で、流水による堆積物である。第10層は砂質土層、第11層は非常に良くしまった粘質土層である。堆積時期を示す遺物は、第10層付近で古墳時代から中世のものが混在している。土師器片7点、瓦器片2点(第14図8)、須恵器片3点(古墳時代後期)がみられる。

下水道試掘トレンチA(図版8中) 深さ170cmまで掘削。道路面より115cmの深さまでは攪乱を受けていた。それより下層は暗黄色砂礫層で、遺物は確認されなかった。トレンチの底部である道路面から150cmの深さで青灰色シルト層が観察された。遺物は確認していない。

下水道試掘トレンチB(図版8下) 深さ180cmまで掘削。中央部には各管埋設のため、道路面より145cmの深さまで攪乱を受けていた。トレンチ東側は上層の損壊をまぬがれており、道路面から95～145cmの深さまでは流水による堆積土層が観察され、上層より黄色砂層、白黄色細砂層、黄色砂礫層がみられた。その下層は滞水時の堆積層であると考えられる淡黄灰色極細砂質土層が堆積していた。(竹村)

(4) 出土遺物(第14図、表1、図版12上)

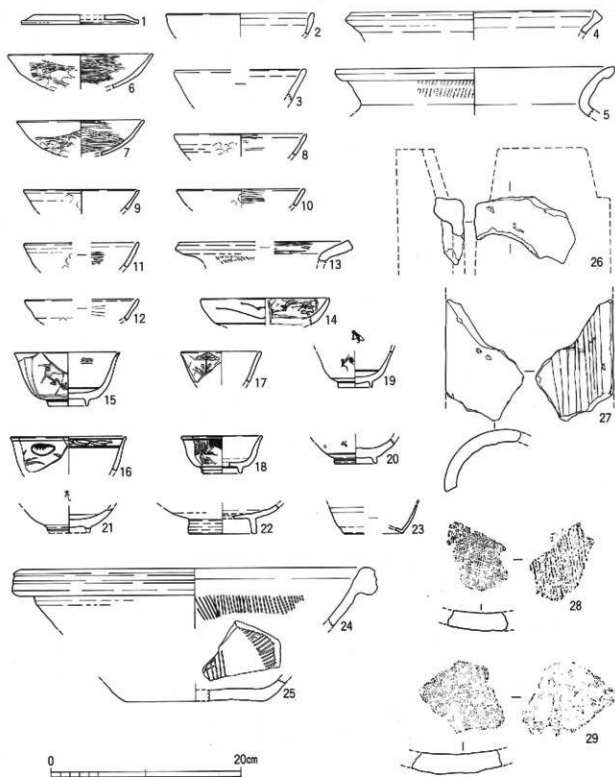
第1次確認調査の各トレンチより出土した遺物の量はあまり多くない。第14図に図示し得たのは29点で、出土トレンチと層位は一覧表(表1)にまとめているので、すべてを一括したうえで種類・器種別に簡単に説明しておく。

1～5は各時代の須恵器をまとめた。1は平安時代前期頃のものと思われる須恵器杯蓋である。高さ1cm程度の低平な天井部が緩やかに屈折して下降し、口縁端部は若干下方へ突出させつつ垂直の端面をめぐらす。2は平安時代末期頃の碗口縁部小片であろう。口縁部周辺は少し厚みを増し、端部はまるくまとめる。3は直線的のびるのみの口縁部で、壺あるいは鉢と思われるが明確でない。4は東播系中世須恵器の鉢体であろう。口縁部は内側に肥厚し、体部に直交する端面をめぐらす。5は甕の口頸部である。口径29.2cmを測り、大きく外反する口縁部の上端を断面三角状に外側へ肥厚させる。

6～12は瓦器碗である。6・7は口縁内端の沈線はみられないものの、内面の磨き調整は密に施され、外面にも体部上半から口縁にかけて粗い磨き調整が観察される。8～12は小片のため詳細不明ながら、内面の磨き調整の粗いものが多く、外面に磨き調整のみられるものはない。13は土師器碗の口縁部である。口径は計測できないが30～40cmはあると思われ、口縁部の内面に横方向、外面下半に縦方向の粗いハケメ調整が施される。

1 第6tr第3層	7 第7tr第3層	13 第12tr第4層付近	19 第2tr攪乱土層	25 第8tr盛土～第3層
2 第12tr1～3層付近	8 第14tr第10層付近	14 第5tr攪乱土層	20 第4tr攪乱土層	26 第6tr盛土内
3 第8tr第4層	9 第4tr攪乱土層	15 第6tr盛土内	21 第1tr第4層	27 第4tr攪乱土層
4 第7tr第3層	10 第12tr第4層付近	16 第4tr攪乱土層	22 第8tr盛土～第3層	28 第1tr第5層
5 第2tr第7層	11 第12tr1～3層付近	17 第4tr第5層	23 第4tr第5層	29 第12tr1～3層付近
6 第12tr第4層付近	12 第12tr1～3層付近	18 第4tr攪乱土層	24 第5tr攪乱土層	

表1 第1次確認調査出土遺物 出土トレンチ・層位一覧



第14図 第1次確認調査出土遺物実測図 (1/4)

14～25は近世の陶磁器類を一括した。

14～21は染付磁器であるが、文様の全体がわかるものはない。14は内湾して立ち上がる皿の口縁部で、口径13.4cmを測る。内面に草花状のもの、外面には緩やかに屈曲する蔓状の横線2本が描かれる。15～21は碗で、口縁部の形態がわかるものはいずれもわずかながら反外向をもつ。15は最も遺存状態のよいものの一つで、口径11.1cm、器高5.7cmを測る。高台外周に2条の圈線、その上は地面を表すとみられる太い横線があり、そこから口縁部にかけてのびる太い縦線で体部外面を区画する。その内部には莖葉を伴う菊花のような文様を描く。内面は見込みの外周と口縁のやや下に圈線をめぐらしとともに、口縁側の圈線の上には連続波文のような文様を配し、さらに見込み中央には漢字二文字がみられるがその内容は不明である。18は口径8.4cm、器高4.1cmとやや小型ながらよく似た形態の碗である。高台の内部に1条、外周に3条と、口縁部外面に2条の圈線をめぐらし、体部外面には数本の樹木と二人の人物像を描く。19は口縁端部を欠くものの18とほぼ同じ口径・器高をもつものと思われる。外面は高台外周とその上に圈線、体部に草花状の文様を描き、内面には見込み中央に小さな花のような文様を置く。その外周にやはり圈線をめぐらし。16・17も圈線と草花のような文様が描かれている。20は高台側面とその上に計3条の圈線をめぐらし、体部外面にはわずかに花か葉のようなものが描かれるがよくわからない。見込み部分は幅1cm程の露胎部がまるくめぐり、酸化して茶褐色に変色する。21は高台外周に2条、見込み部分にも2条の圈線をめぐらし、見込み中央には文字のような文様を配する。

22は全体に暗茶褐色を呈する生地の上に白濁釉を施した陶器で、大型の碗か鉢のような器形になるであろう。高さ1.6cmにもおよぶ高い高台が特徴的である。高台に対応する内面見込み部は幅1.8cmほどの円周に釉を掻き取り、高台の周辺も露胎とする。23は小片ながら磁器の壺底部とみられる。体部外面に2条の圈線がめぐるが、その他に装飾は施されていない。24・25は無釉の陶器擂鉢で、堺か明石産のものと思われる。24の口縁部は縁帯に2条の凹線をめぐらし、体部内面には金属製の櫛状工具を用いた深い描目がみられる。

26～29は瓦類である。26は摩滅著しいのでわかりにくいが丸瓦の玉縁部であろう。27も丸瓦の断片で、凹面には布目と縦方向に数条の凹部が走る。28・29は平瓦の破片で、いずれも凹面には布目が著しい。胎土や焼成、特に焼し具合から27は中世以降のもの、他は奈良・平安時代のもと思われる。

(古川)

2. 第2次確認調査

(1) 調査の経過

今回の確認調査は、平成10年8月3日より順次行われるガス工事、下水道工事、電気工事、水道工事、舗装工事に伴う掘削工事を工事の終了まで立会し、旧東川河道の埋積状況の確認を主とする土層の観察と遺物の採集を目的として行った。基本的には工事の進行を優先することとし、工事の工程については次頁の工程表(第16図)にまとめた。

(若林)

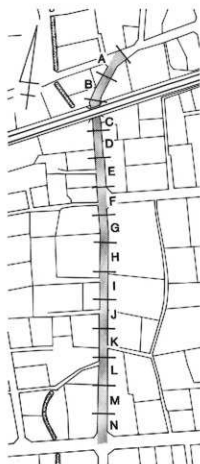
(2) 調査の方法と土層の所見(第15図、図版9～11)

調査にあたっては、まず、調査対象地(全長約245m)を17.5mごとにA～N区の14に区分けした(第15図)。遺跡範囲との対応関係はA・B2区が芦屋廃寺遺跡、C～N区が寺田遺跡となる。上記した各工事の進捗に伴って掘削工事を立会し、層位確認となった場合は確認調査時の土層断面図・所見と照合しながら実施した。工事により排土された土砂には層位の確認がある程度できるものがみられ、また、損壊を受けていない土層もあるため、排土の一部を搬出し、土器などの遺物の回収に努めた。搬出先は西芦屋町27番地の調査事務所敷地内で、排土の精査は一両日中に行い、その後すべての排土は工事地に戻すこととした。これらの土砂の搬出入に際しては、工事施工業者に協力を求めた。

記録は要所において取り、白黒およびリバーサルによる写真撮影を行った。確認遺物については、事務所内において適宜、地区名や層位を註記し、実測図を要する遺物とそれ以外に分けた。オミットした遺物の中にも、含有層の堆積年代を考える上に重視すべき資料が見受けられた。

立会中、E区東半において明確な石垣の露呈を確認することができた。積石数は2～3段しか視認できなかったが、近世東川用水路の壁石とみて大過ないもので(図版9上)、今回の調査の中では特筆すべき遺構と思われる。

(森岡・若林)



第15図 第2次確認調査地区剖面図

		平成10年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成11年	1月	2月	3月
ガス工事	調査対象区域内														
	調査対象区域外														
水道工事	調査対象区域内														
	調査対象区域外														
下水道工事	調査対象区域内														
	調査対象区域外														
電気工事	調査対象区域内														
舗装工事	調査対象区域外														

第16図 津知川排水区雨水管敷設工事平成10年度工程表

(3) 出土遺物 (第17図, 表2, 図版12中・下)

第2次確認調査で出土した遺物もあり多くはない。しかもそのほとんどが明確な出土層位は不明で、明らかに攪乱層より出土したものも含まれる。出土地区等は一覧表(表2)に示すこととし、ここではすべてを一括して説明する。なお、遺物番号は第1次調査分からの連続とする。

30～40には中世以前の遺物を集めた。

30～36は須恵器である。30は口縁部の小片で、古墳時代の杯蓋と考えたが中世の碗口縁の可能性もある。31も口縁部小片で、端部は内外から強くつまみつつヨコナデを施している。おそらく杯蓋であろう。35もやはり口縁部の小片であるが、直立に近く直線的に立ち上がる形態から、古墳時代末か律令期の杯身と思われる。32・33は東播系中世須恵器の碗である。32の口縁部はやや丸みをもって立ち上がり、33の底部は糸切りの明瞭な底面から斜め上方へ体部が直線的に立ち上がる。34は甕の体部で、外面にタタキメ、内面にはナデ調整痕が顕著に残る。その技法とやや軟質の焼成状態から中世のものと思われる。36も甕で、体部上端とみられる小片である。外面は叩き成形の上にカキメ調整が施され、内面には同心円の当て具痕が残る。古墳時代のものであろう。

37・38は土師器口縁部の小片で、極薄い造りから中世の皿とみられる。38では口縁部内外のヨコナデ調整が顕著にみられる。

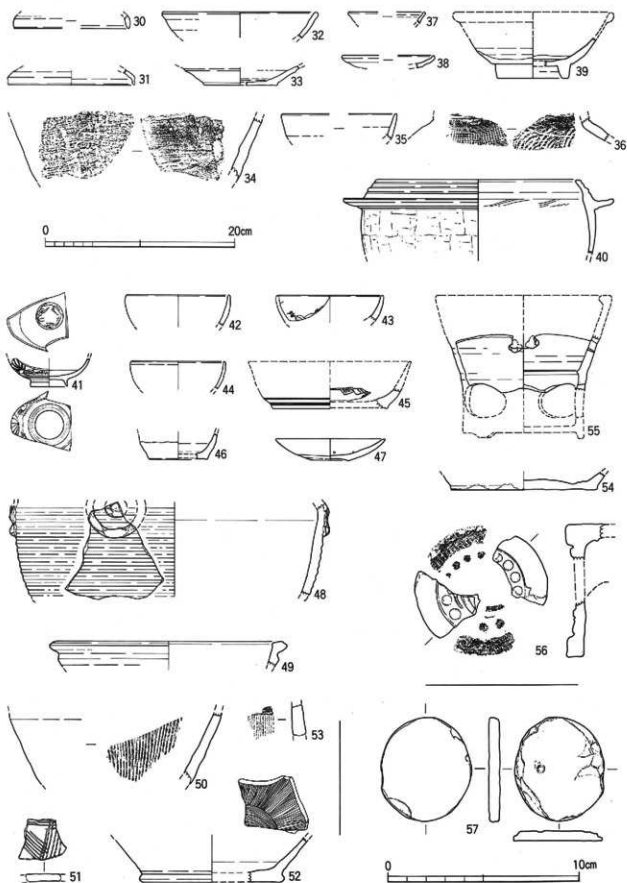
39は中国製の白磁碗である。体部の上半から口縁部を欠くものの、削り出し成形の高台部は半分程遺存する。高台は高さ1.5cm、厚さも1cm以上としっかりしたもので、その周辺を含めた全体と、それに対応する内面見込みの輪状部分を露胎としている。

40は瓦質の羽釜である。口縁部はかなり内傾し、ヨコナデ調整により外面を三段の階段状、内面は幅広い凹部をめぐらす。鋳は幅2cm程度あってやや上を向き、体部外面は横方向のヘラ削りが施され、内面はヨコハケの後ナデ調整を加える。

41～55は近世の土器・陶磁器である。

41は染付磁器の碗、おそらく丸碗と呼ばれるものであろう。体部はきれいな丸みをもち、高さ0.7cm程の高台を伴う。内面は見込み外周に圈線をめぐらし、中央部も径2.8cmの円圏の中に数個の漢字をデザイン化したとも見える細い短線を絡ませたような文様を配する。外面は高台の外側とその周辺に5条の圈線を巻き、その上に草花のようなものを描くが、遺存部が少なくよくわからない。43も染付磁器丸碗の口縁部で、体部外面に草葉らしき文様が描かれる。42も同様の磁器丸碗で、小片のためか遺存部には何ら装飾がない。45は染付磁器の皿高台部である。高台は小さな凸帯状のもので、その外周に3条の圈線を配し、内面には一条の圈線と何らかの文様が描かれるが小片のためよくわからない。

44は42と似た器形の丸碗であるが、やや黄色みを帯びる生地に細かな貫入を伴う透明釉を施したもので、京焼系の施釉陶器であろう。47も施釉陶器皿の完存品で、口径11.5cm、器高2.3cmを測る。底部から口縁部にかけて緩やかな丸みをもって広がる器形で、削り出しにより外底に径3.8cmの窪みをつくってその外周を高台とする。外面は口縁部を含めて全体に露胎とし、内底には小さな三点の重ね焼き痕が見られる。



第17図 第2次確認調査出土遺物実測図 (1/4, 57のみ1/2)

46は無釉陶器の小型壺底部で、徳利のようなものであろうか。内底に厚い自然釉がかぶっており、砂粒を含む胎土から信楽焼の可能性が高いと思われる。

48は比較的大きな施釉陶器の体部片である。遺存部の外面全体に幅0.8cm程度の凹線を幾重にも重ねる手法が特徴的で、上部には直径6cmのドーナツ状に粘土紐を貼り付け、その上を八等分するように指押さえる。さらにその中にも直径2cm程で粘土紐を巻き、中心に粘土粒を貼り付けて指で押さえる。おそらく口の大きく開いた甕の肩部付近であろう。外面全体に黒褐色を呈する黒釉が施されている。54は底径15.3cmを測る施釉陶器甕の底部で、外面に黒釉がみられる。胎土と釉調から48・54は丹波焼と思われる。

49は茶褐色に酸化炎焼成された無釉陶器で、外傾する分厚い口縁部の外側面に幅1cm程の凹部をめぐらす。鉢状の器形かと思われるが、口縁の内面が黒く煤けており、何らかの形で火にかける器であろう。50・51は淡茶褐色を呈する無釉陶器の楕鉢で、50の体部内面には細かな摺目が深く刻まれる。51は平らな底の中央部分で、内面には粗い摺目が三角状に刻まれている。ともに堺か明石産の楕鉢であろう。

52も楕鉢ではあるが、50・51とはまったく異なり、施釉陶器の楕鉢である。内面の摺目は極めて細かく、内底は円周状に、それ以外の体部は放射状に刻まれる。底径14.5cmを測る底部は外周が突出し、体部外面には黒釉が厚く施されるとともに、内面にも薄く鉄釉がかかっている。53は淡茶褐色を呈する土師器、あるいは無釉陶器の小片であるが、どのような器形になるのかわからない。外面には櫛状の工具による調整痕が直線状のようなものが観察されるが、弯曲がほとんど無く、瓦の一部かもしれない。

55は土師質土器で、遺存部からは本来どのような形のものかわかりにくい、一応図のような七輪を推定した。内面に細い凸帯がめぐり、下側に円形もしくは楕円形の窓のような切り込み、上には十字形のような小さな透かし孔が観察される。おそらく下の円窓は通風孔、上の透かしも装飾を兼ねた通気孔で、内面の凸帯部分に孔をいくつもあけた隔壁粘土板を置き、炭を焚くのであろう。ちなみに、図上では便宜上円窓を二ヶ所描いているが元来は一ヶ所であろうし、上の透かしは等間隔に三方か四方にあげられたものと推定される。

56は巴文軒丸瓦の瓦当部である。二片あるが同一個体とみられ、瓦当径13.8cmを測る。中世に遡る可能性もあるが、おそらく近世のものであろう。

57は結晶片岩製の円板状石製品で、長径5.5cm、短径4.7cm、厚さ0.6cmを測る。表裏と側面が研磨されて極めて平滑となっているものの、側面の一部に未研磨部分が残し、片面の外周に原材の剥離痕もみられる。また片面の一端に偏して径0.4cmで未貫通の孔も観察される。大型品であるが、古墳時代のいわゆる双孔円板の未製品と思われる。

(古川)

30	M区 GL-100~130	37	L区 GL-80~130	44	F区 GL-100~150 複乱	51	N区 GL-100~130
31	M区 GL-100~130	38	M区 GL-100~130	45	H区 GL-80	52	E区 GL-150 複乱
32	M区 GL-100~130	39	地区不明 GL-100~130	46	地区層位不明	53	E区 GL-130~180
33	M区 GL-120 黒色粘土層	40	D区 複乱土層	47	F区 GL-100~150 複乱	54	F区 GL-100~150 複乱
34	N区 GL-100~130	41	F区 GL-100~150 複乱	48	E・F区 GL-130~150	55	H区 GL-130~180
35	M区 GL-100~130	42	M区 GL-100~130	49	F区 GL-150~170	56	E・F区 GL-130~150
36	D区 GL-200黄白板状砂層	43	E区 GL-130~180	50	E・F区 GL-130~150	57	E・F区 GL-130~150

表2 第2次確認調査出土遺物 出土地区・層位一覧

Ⅳ まとめ

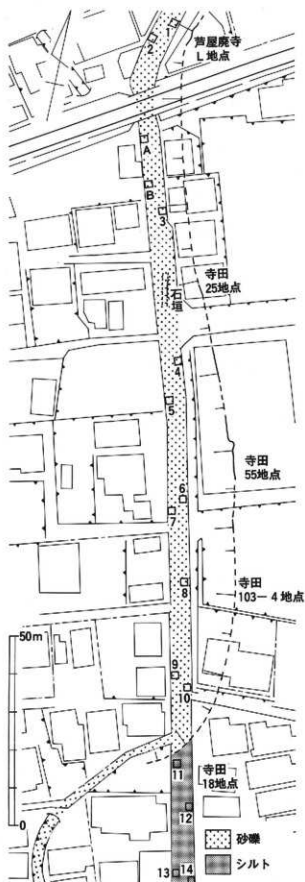
1. 調査結果からみた東川の南北幹線

確認調査の対象である南北道路は、現状地形の観察やこれまでに実施された周辺の調査によって、東川の流路に相当すると考えられていた。また、近世の文献史料や近代の地図によって、近世・近代にはこの場所に東川用水路が流れていたことが知られている。今回の調査では、東川流路の中央を掘削することによって、東川の規模や形成から埋没に至る変遷の過程を考察する資料が得られると考えた。

調査の内容は、第1次確認調査では14ヶ所のトレンチ調査、第2次確認調査では各管地下埋設工事による掘削時の土層観察および出土遺物の確認であった。このように調査範囲が部分的であったが、土層と出土遺物を観察・記録することによって、東川の変遷を確認することができた。

周辺の現状地形をみると、当南北道路はちょうど扇状地西部の傾斜変換点を走っており、東方は当道路に向かって傾斜し、西方は当道路面とはほぼ同じ高さで続いている。これまでの調査で、東方からの傾斜面は谷状地形の東肩と考えられている。そして、この谷状地形を侵食して、東川流路が流れていたようである。

平成9年度に山手幹線事業用地の確認調査として実施した寺田遺跡第103-4地点では、この谷状地形と東川流路の関係を確認することができた。その内容は、弥生時代中期後葉（畿内第Ⅳ様式）の遺物を含む黒褐色砂質土層が東から西に傾斜して堆積しており、弥生時代中期には谷が形成されたことを確認した。この弥生時代中期後葉の遺物包含層上には古代までの遺物包含層が安定し



第18図 東川用水路周辺概念図

て堆積するが、その後、これらの包含層を侵食するかたちで、東川流路の砂礫層が確認されている。

今回の調査は東川流路の中央部を掘削しており、各トレンチでは流路内に堆積した砂礫層を確認した。これらの中には最大直径50cmの礫を含む砂礫層が現道路面より深さ2mの地点でも確認されており、勢いよく水が流れていたことがわかる。東川の時期については、道路面より約1.5mの深さに堆積する第8トレンチ第5層から中世の青磁片が出土したことから、確認調査トレンチでみられた砂礫層が中世以降に堆積したものであることが明らかとなった。また、各トレンチには砂礫層とは別に粘土・シルト層が堆積しており、東川流路で滞水している時期があったようである。

各トレンチの上部には近世・近代の遺物を多く含む砂質土がみられる。これは、東川流路が埋没していく過程でできた窪地が近世・近代に埋められたことを意味するのであろう。さらに、上層には水田耕作土（灰色粘質土）がみられ、当地が耕作地として利用されていたと推測される。

ところで、第10トレンチ以北と第11トレンチ以南の堆積状況には、明らかな違いがある。前者は砂礫層が中心であるのに対して、後者はシルト層や礫を含まない細砂層が主体となっている。これは第11トレンチ以南がある時期以降、東川の流路ではなくなっていることを示している。現在でも両トレンチ間には当南北道路から南西方向に分岐する細い道路があり、旧東川の流路に沿う道路とされている〔和田1982〕。和田氏は当地点における東川流路の方向転換の理由について、「急激に落ち込む自然谷の一部が確認され、用水路はその手前でL字に屈曲する。おそらく、谷に流れ込む堆積土から用水路の崩壊を避けるために設定されたものと考えられる」と寺田遺跡（第18地点）確認調査の所見を通して推測している〔和田1992〕。なお、第11トレンチ以南の砂層・シルト層にもラミナが観察されており、中世土器が出土することから、明らかに中世には当地点にも水が流れていたことがわかる。

第2次確認調査では、E区で東川用水路の東側壁石と考えられる3段積み of 石垣を確認した。石垣にはコンクリート製の蓋がのっていた。この用水路が機能していた時期は不明といわざるを得ないが、近世さらには近代のある段階までは機能していた可能性が高い。この石垣の検出によって、近世の東川用水路を現在の南北道路の西側を流れているものとするこれまでの考え〔和田1982〕を見直す必要が生ずる。

今回の調査では、中世に流れていた東川流路の中央部を調査したが、土層と出土遺物から、これまで推測されてきた東川の流路とその埋没時期を明らかにすることができた。（竹村）

2. 出土遺物からみた東川谷状地形の変遷

芦屋川右岸地域における東川低地帯〔前田1971〕の存在は、旧河道から中世・近世用水路建設に移行する水利の変遷を考える上で重要である。この旧河道は市街化が進行した現地形からも容易に視認できるが、過去の調査では、その初期に行われた寺田遺跡（第23・25地点）や芦屋廃寺遺跡（I・L地点）の事前調査により、地形形成時期の一端をとらえることができる。

寺田遺跡（第23地点）6層上面検出の溝S D02・03は、北西方向から流下して東川へと注ぐ自然流路で14世紀までは遡らない。T-3 確認の粗砂層も東へ流れる溝の一部とみられる。これらの小流路からは土師器小皿・羽釜・瓦器椀などが出土しており、17世紀以降の土器類が認められない点が重要

である。現行東川用水路に近いT-2では西から東へ落ちる斜面堆積が顕著にみられ、用水路掘形とみられる肩も検出された。西側地形変化については、微証が得られていると言ってよい。

東側に対面する第25地点ではこうした関連遺構とは異なって、東川に向かって下降する段差地形そのものが検出されており、谷の東斜面とみて大過ない。T-2では包含層3枚分が自然谷に流入堆積したもので、近世の遺物はまったく認められなかった。T-3では5a層以下が斜面の埋没堆積とかかわる土層で、トレンチ西端の5b層では集石SX01がみられた。谷の最終埋積を示すこの層からは、室町時代後半(15世紀)を下限とする遺物群が出土しており、特に土師器皿・瓦器碗・土師質埴・瓦質羽釜・瀬戸施釉陶器碗・備前播鉢など中世後半期の遺物が目立った存在であった〔森岡・松村・後神編1991〕。

埋没が自然的なものか、人為的なものであったかは関心事の一つであるが、寺田遺跡(第25地点)の調査結果からはSX01の群の性格が無秩序な投棄か、土留めを目的とした遺棄と推定されるので、一応人工的な埋積を想定している。したがって、今回の谷状地形底部の調査と強い関係を示す層位は東から西へのラミナが認められる10層(灰黄色砂層)のみであり、室町時代後期の土師器小皿が出土している点が注目されよう。

段差を形成する土層は、粘砂となる11・13層で、13層は明確な肩を形成しており、その上にある11層からは13~14世紀を中心とする遺物が出土している。よって、幅10m以上の開放状態の谷地形があった年代が15世紀に入るまでのこととみて誤りあるまい。すなわち東川の谷部を埋める大規模な土地造成があったものと思われる。この点は、芦屋廃寺遺跡L・I両地点の調査結果〔芦屋市教委1991, 森岡・和田・関野 編1988〕とも大きく矛盾しない。

さて、今回の第1次・第2次確認調査の結果との照合を図ると、第1トレンチ第5層・第5トレンチ第7層・第8トレンチ第5層・第9トレンチ第4層・第14トレンチ第10層など深部で中世遺物包含層を確認しており、その中には安定した堆積をみせるものがある。第2次確認調査区のE・F・M区などではおよそGL-100~130cmから器形のわかる土器類が確認されており、中世遺物の稀薄な包含層があったことが知られる。出土遺物の観察結果では、古墳時代・古代の資料にローリングを受けたものが多くみられ、これらの多くが上流部より流水に伴い河道内に入ってきたことが考えられる。扇状地面に存在した集落や官衙などを脅かしたものであろうが、現状では河道の固定化が先行したとみて間違いないだろう。

中世段階の資料は、12~14世紀の遺物が目立つものの、15・16世紀の遺物は減少傾向にあり、太い川筋が存在していた期間をある程度暗示している。近世に入ってから遺物は18世紀以降に比重があり、細くなった流路に護岸を施し、用水路としての機能を安定させた段階にふれ合うものとみておきたい。

芦屋廃寺遺跡・寺田遺跡の既述調査内容に三条九ノ坪遺跡の発掘成果を加味すると、東川を境に花崗岩質の塊状粗粒砂層など土流起源の堆積物をベースとする東岸一帯とそれらがみられず泥炭質シルトなどをベースとする西岸一帯とに基盤層構造の大きな違いが指摘できる。流路幅に大きな変動を加えた室町時代の土流堆積物は、最近提示されている土流流搬年モデル〔高浜・大塚・早川・森岡・松本1996・97〕に合致する可能性も大きい。

(森岡)

V 考 察

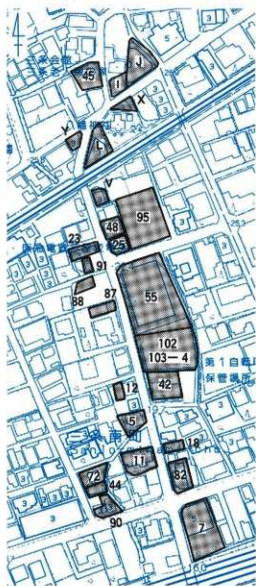
1. 芦屋廃寺遺跡・寺田遺跡と東川

当該下水道工事施工道路とはほぼオーバーラップして南流する旧東川は、阪急神戸線以北の工事区北端付近では芦屋廃寺遺跡西縁部を貫流し、阪急神戸線以南の工事区大半については寺田遺跡の中央部を南北に縦断する。東川が流下する小谷筋の形成は近世以前に遡り、当然のこととして寺田・芦屋廃寺両遺跡の立体構造や地形環境ともふれ合う。本節では、この2遺跡の既往調査の内容を再検討して、密接な関係地点を摘出し、今回の調査結果とのつながりについて述べ、東川の形成過程に関し、二、三考察しておこうと思う。

上記の視点に立て、既往調査を瞥見すると、谷状地形をなす当該道路面の両側の地域で行われた調査が、寺田遺跡で14件、芦屋廃寺遺跡で7件、合計21件存在している。いまそれらの位置と調査内容を一覧に供するため、第19図と表3を作成した。

上流側からみると、芦屋廃寺遺跡範囲内では、近世東川用水路の横断面（壁石・蓋石）そのものを測図し、地形変化との関係を考証した地点がある（I地点）。この箇所では道路下約90cmで用水路蓋石が存在する。対面の第45地点では東川の旧流路らしい土石流堆積を確認しており、その下限が鎌倉時代に該当する。この流路はかなり幅があったとみられ、南下地点では、その東岸側傾斜面に堆積した砂層から室町時代の中世土師器皿類が200枚以上検出されており〔芦屋市教委1991〕、東川谷筋を利用した祭祀場が想定される（L地点）。

以上は阪急電鉄以北での状況であるが、以南では流路両側の旧地形が断片的な調査ながら把握されており（第23・25地点）、第55地点や第103-4地点では東川の大きな谷状急斜面を検出している。この成果から推測すると、東川の谷状地形の原形は東西25～30mに達する大きな幅を有することになる。現在でもこの谷状地形は観察でき、第55地点や第103-4地点の敷地の



第19図 寺田遺跡・芦屋廃寺遺跡と東川用水路

東側を走る南北道路が弧を描いているのは、この谷地形の肩付近に沿っているためと考えられる。

第103-4地点では、弥生時代中期後半の遺物包含層がすでに西方へ傾斜堆積をみせている。当層の上に古代までの包含層が安定して堆積しており、中世段階に至ってこれらの包含層を東川が削っている。したがって、13世紀以降に流路幅の縮小が急速に進んでいったことがうかがえる。

(森岡・竹村)

調査内容 調査地点名	敷地面積	調査 動機	調査 種別	調査 年月日	主 要 遺 構	東 川 流 路 と の 関 係
寺田遺跡(第5地点)	133㎡	個人 住宅	試掘 調査	860408	遺物包含層を確認。	流路西側を掘ったが、調査範囲に流路の 形跡をみず。
寺田遺跡(第7地点)	770㎡	共同 住宅	試掘 調査	860715	トレンチ2本設定。谷状地形を検出。 遺構・遺物の確認はない。	本路とは関係しない谷状地形を把握できた。
寺田遺跡(第11地点)	352㎡	個人 住宅	試掘 調査	870421	トレンチ1本設定。最下層に包含層存在。	流路幅が上流部より広く浅くなり、低地帯への シルト・粘土の堆積が認められる。
寺田遺跡(第12地点)	198㎡	個人 住宅	試掘 調査	870512	トレンチ1本設定。包含層を確認するが、 地盤に支障ないため、追調査断念。	西側斜面地盤へと連続する可能性のある 遺物包含層を確認。
寺田遺跡(第18地点)	98㎡	個人 住宅	試掘 調査	881215	トレンチ1本設定。中世以降の自然流路の 包含層を確認。	東側斜面堆積と関連性高い遺物包含層を 確認。
寺田遺跡(第23地点)	150㎡	個人 住宅	試掘 調査	891127	トレンチ2本設定。東川扇状地の東斜面を 検出。濃厚な遺物包含層を確認する。	第25地点と比べ、段差を有する地形変換 点を把握する。
寺田遺跡(第25地点)	168㎡	個人 住宅	工事 立会	900209 900305	ガレージ拡張に伴う調査で黒色粘土層に 多くの遺物を確認。	東川の東側斜面勾配を確認し、中世段階 における埋没状況を把握。
寺田遺跡(第42地点)	455㎡	共同 住宅	工事 立会	950710	盛土層のみの浅部掘削にとどまった。	盛土層厚く、東川谷地形の詳細は不明で あった。
寺田遺跡(第48地点)	173㎡	個人 住宅	工事 立会	951023	現地表下-80cmに近代水田があり、以下 は砂層堆積。	東川の東側斜面地形を確認できる地点で あるが、深度が浅すぎる。
寺田遺跡(第55地点)	1,500㎡	共同 住宅	全面 調査	960226 960809	弥生時代中期前半、弥生時代後期、古墳 時代-中世、近世の4遺構面を調査。	調査区西側で室町時代に埋没する東川谷 状地形の東翼を検出。
寺田遺跡(第82地点)	222㎡	共同 住宅	試掘 調査	961113	駐車場予定地にトレンチ設定。黒褐色粘 砂。遺構はない。	砂礫層の堆積をみず、寺田遺跡の基盤類 層を検出。
寺田遺跡(第87地点)	356㎡	個人 住宅	試掘 調査	961127	6.2m×0.7m規模のトレンチ設定。水田 耕土までを確認。	谷状地形との係わりについては不詳。
寺田遺跡(第91地点)	53㎡	個人 住宅	試掘 調査	970113	4.8m×0.5m規模のトレンチ設定。稀薄 な中世包含層を確認。	東川用水路と直接関係する遺構はない。
寺田遺跡(第95地点)	1,465㎡	共同 住宅	全面 調査	970916 980116	弥生時代中期前半、中期後半、後期後半- 古墳時代後期、古代-中世の5面を調査。	東川谷状地形に流れ込む庄内式併行期の 自然流路を検出。
芦屋庵寺遺跡(I地点)	185㎡	共同 住宅	部分 調査	870805 870807	十字トレンチを設け、谷地形に向かう傾 斜面や堆積包含層を調査。	近世東川用水路の横断面を観察。掘形想 定面を検出した。トレンチC-D
芦屋庵寺遺跡(J地点)	392㎡	共同 住宅	全面 調査	880412 880426	現地表下80cmを掘る所に層厚100cmにお よぶ流路な流路包含層を確認。	東川谷地形とは別の南北流路を確認。
芦屋庵寺遺跡(L地点)	237㎡	共同 住宅	全面 調査	910116 910315	東川の東岸部を掘削。200個体以上の室 町時代の土師器面が出土。	東川谷地形が流路化していた段階の中世 の東岸地形を把握。
芦屋庵寺遺跡(V地点)	64㎡	個人 住宅	試掘 調査	921030	現地表下80-100cmに遺物包含層を確認。	東川谷地形に向かう包含層の発露を確認 し得たとどまる。
芦屋庵寺遺跡(X地点)	52㎡	個人 住宅	試掘 調査	950621	現地表下150cmの深さまで掘削。 盛土・近代水田耕作土。	東川谷地形に関してはデータなし。
芦屋庵寺遺跡(Y地点)	96㎡	個人 住宅	試掘 調査	950707	現地表下140cmの深さまで掘削。 盛土・近代水田と砂層を確認。	砂礫は東川内への堆積物とみてよい。試掘 面積小さく不詳。
芦屋庵寺遺跡(第45地点)	158㎡	共同 住宅	全面 調査	961023 961127	第1遺構面(近世採石土坑・畦・耕作底) 第2遺構面(中世・漆・土坑・ビツ)	奈良-鎌倉時代の土石流。生活遺跡は13 世紀中頃から。東川の旧流路か?

表3 東川流路両岸側における埋蔵文化財調査地点と流路関連事象一覧

2. 中世鷹尾城と高座川、そして東川用水

幕藩体制のもと、飛躍的に農業生産が増大し、村落社会が発展した近世においては、周知のごとく全国各地で山論・水論が頻発した。本市域においては、芦屋庄二か村（芦屋・打出）と本庄九か村（三条・津知・森・中野・小路・田辺・深江・青木・田中）、あるいは社家郷六か村（西宮・広田・中・越水・守具・越木岩新田）との山論がよく知られ、芦屋庄が全面勝訴した内容とその経過は、寛延3年（1750）の立会絵図に詳しく記されている。

さて、このような山論・水論に発展するほど重要な近世村落社会における山林の入会権と田地を潤す水利権は、実のところ根底で密接な関係がある。わかりやすく言えば、自村が入会権を持つ山に降った雨水は自村が他村に対し排他的に利用権を持つということであり、通常は複数の村が入会権をもって共同利用している山林から流れ出る川の水は、同じ村々が共同管理する用水路によってそれぞれの村に引き込まれ、共同利用されているのである。具体的な例示は避けるが、武庫川や猪名川などの大河川の場合は別として、六甲山から流れ出るような中小河川の水を利用する地域においては、ほぼ共通する原則といってよい。

ところが、今回の調査地を流れていた東川用水の場合、上の原則と照らし合わせてみると実に不可解な状況となっている。この用水は城山の南東麓にある芦屋川一の井手から取水のうえ、高座川を掛樋で越えながら南西方向へ引水し、利用するのは本庄九か村のうち三条・津知・森・中野・深江の五か村である。一方芦屋川は、その最上流から河口までほとんどの流域が芦屋村域もしくは芦屋・打出両村の入会山であり、唯一三条村との境界をなす高座川の西側、会下山東斜面のみが三条村・津知村などの入会山であった。つまり三条村以下五か村は、本来一切の権利をもたないはずの芦屋川上流の山林に降った雨水を引水しているのであり、逆に半分の権利をもつはずの高座川の水にはまったく手をつけていないのである。

この不可解な事実は、何か重大な歴史的理由がないかぎり説明がつかない。そこで想起されるのが鷹尾城の存在である。芦屋川と高座川の間、標高約250mの城山山頂にある鷹尾城は、細川高国と細川澄元が細川家督・室町幕府管領職を争った永正年間、高国方について難目方面に勢力を伸ばそうとした摂津豊島郡の国人瓦林政頼が築いたものである。築城は永正8年（1511）頃であるが、政頼は間もなく西宮の越水城を設けてこれを本拠としたため、鷹尾城は廃城となった。その間、阿波勢を中心とする細川澄元方の攻撃を度々うけているが、それとは別に永正8年本庄地下（地侍）衆と攻防戦のあったことが『瓦林政頼記』などに見える。また山頂の城と合わせて外濠をもつ芦屋城とも呼ばれる山麓の城があったらしいことも記録からうかがえる。『瓦林政頼記』には「鷹尾城ニ外堀ヲホレハ、用水ヲハ樋ニテカクヘシト政頼申処ニ、本城（本庄）衆ウケコワス」との記述がみえる。

これらの状況から、かなり蓋然性のたかい推測として考えられるのは、鷹尾城の築城に伴い山麓の城の外濠として利用すべく、本来南方へ流れていた旧東川を付け変えて南東へ流し、芦屋川に合流させたのが現在の高座川なのではないかということである。あるいは、その強引な工事に対して、それまで東川の水を利用していた本庄衆が反発して鷹尾城を攻めたのではなかろうか。また、その結果と



第20図 古地図にみる旧東川の痕跡（1）（1/10000）

明治18年刊 参謀本部陸軍部測量局仮製地図「西宮町」「今津村」図幅（1/20000）より作成

大正15年刊 神戸近傍1万分の1都市図「東芦屋」「芦屋」図幅(1/10000)より作成

第21図 古地図にみる旧東川の痕跡(2) (1/10000)



して、高座川に替わって芦屋川の水を引く権利を獲得したのではないだろうか。

史料的には「外堀ヲホレハ、用水ヲ樋ニテカクヘシ」という『瓦林政頼記』の記述以外に具体的な記録がなく、あくまで状況証拠を重ねた推測の域を出ない。しかし、前節にまとめたような従来の調査成果に加えて、今回の二次にわたる確認調査でも、阪急線以南の旧東川用水の下に室町中期に埋没した比較的大きな旧河道の存在したことが明らかとなっており、その推定埋没時期が鷹尾城の築城に近い頃であることは、この推測を補強するものと言える。いずれにせよ、さらに上流部においてこの河道の位置を追求することと、埋没時期を検証してゆくことが課題であり、それによって東川用水がもつ不可解な権利関係の歴史的理由と、鷹尾城の意外な歴史的側面が明らかになってくるであろう。

なお、第20・21図は明治・大正期の古地図に東川の痕跡を求めたもので、明治18年の仮製地図には、会下山の東麓で高座川と分かれて南へ流れる小流がはっきりと描かれている。大正15年の地図には、川筋こそ表現されていないもののそれに該当する小谷は明瞭に描かれているので、推定される旧東川の川筋をスクリーントーンで示してみた。

(古川)

引用・参考文献

- 明尾圭造 1995 「芦屋川分水事情」『なりひら』Vol.20 芦屋市立美術館
芦屋市教育委員会 1991 「芦屋廃寺遺跡L地点現地説明会ノート」
芦屋市教育委員会 1996 「〈現地見学会説明の手引き〉市指定文化財 小阪家住宅の発掘調査成果」
大園正美 1989 「史料によむ深江の歴史(5) 天正十七年の芦屋川水論について」『生活文化史 史料館だより』第14号 神戸深江生活文化史料館
島田竜雄 1988 「芦屋市(現行地名)」『角川日本地名大辞典』28 兵庫県(編者 竹内理三) 角川書店
高浜信行・大塚富男・早川嘉一・森岡秀人・松本和也 1996 「兵庫県南部地震と六甲の土石流」『大震災—そのとき地質家は何をしたか』(柴崎達雄・植村 武・吉村尚久 編) 東海大学出版会
高浜信行・大塚富男・早川嘉一・森岡秀人・松本和也 1997 「兵庫県南部地震と六甲の土石流」『地表変動と遺跡の成立・破壊の関連の研究』(文部省科学研究費(N06455010) 基盤研究(B) 研究成果報告書) 新潟大学積雪地域災害研究センター
田辺真人・井原康太・渡部永子・岩本昌三・森岡秀人 1979 「芦屋の生活文化史—民俗と史跡をたずねて—」芦屋市教育委員会
中世土器研究会 編 1995 『概説 中世の土器・陶磁器』 真陽社
福宜田佳男・矢口裕之 1997 「芦屋廃寺遺跡第45地点発掘調査実績報告」芦屋市教育委員会
本庄村編纂委員会 編 1991 「近世水利関係資料」<本庄村史資料編 第3巻> 神戸深江生活文化史料館
前田 昇 1971 「芦屋の自然環境」『新修芦屋市史』本篇 芦屋市役所
南 博史 編 1985 「芦屋市寺田遺跡発掘調査報告書」財団法人 古代学協会
武藤 誠・有坂隆道・末中哲夫・村川行弘 編 1971 「新修芦屋市史」本篇 芦屋市役所
武藤 誠・有坂隆道・末中哲夫・村川行弘 編 1976 「新修芦屋市史」資料篇1 芦屋市役所
武藤 誠・有坂隆道・末中哲夫・村川行弘 編 1985 「新修芦屋市史」資料篇2 芦屋市役所

- 村川行弘 1970 『芦屋庵寺址』＜芦屋市文化財調査報告第7集＞ 芦屋市教育委員会
- 村川行弘 1976 『歴史時代』『新修芦屋市史』資料篇 芦屋市
- 村川義典・森岡秀人 1996 『摂津国』『兵庫県史の考古学』（村川行弘 編）吉川弘文館
- 森岡秀人 1977 「高座川中ノ滝の中世遺跡＜芦屋遺跡探訪Ⅰ＞」『芦の芽』第30号 芦の芽グループ
- 森岡秀人 1979 「中ノ滝中世遺跡の謎（芦屋遺跡めぐり6）」『海技通信』341 海技大学校
- 森岡秀人 1985 「城山南麓遺跡 A 地点」『兵庫県埋蔵文化財調査年報 昭和57年度』兵庫県教育委員会
- 森岡秀人 1987 『芦屋庵寺H地点試掘調査記録』 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人 1987 『芦屋庵寺I地点遺跡試掘調査概要報告書』 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人 1988 「芦屋市（地誌）」『角川日本地名大辞典』28 兵庫県〔編者 竹内理三〕角川書店
- 森岡秀人 1993 「伝芦屋庵寺の塔心礎（1）」『なりひら』Vol.13 芦屋市立美術館
- 森岡秀人 1994 「伝芦屋庵寺の塔心礎（2）」『なりひら』Vol.14 芦屋市立美術館
- 森岡秀人 編 1980 『芦屋市埋蔵文化財遺跡分布地図及び地名表（第1分冊）』＜芦屋市文化財調査報告第12集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人 編 1993 『芦屋市埋蔵文化財包蔵地分布地図および利用の手引き』＜芦屋市文化財調査報告第24集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・木南アツ子 1997 『芦屋庵寺遺跡第45地点（小阪家住宅）発掘調査実績報告書』 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・竹村忠洋 1998 「平成10年度 芦屋庵寺遺跡（第53地点）・寺田遺跡（第104地点）津知川排水区（三条南町）雨水管敷設工事に伴う埋蔵文化財確認調査概要報告書」 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・白谷朋世 編 1992 『平成3年度国庫補助事業 芦屋庵寺遺跡ほか発掘調査概要報告書』＜芦屋市文化財調査報告第22集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・白谷朋世・西原雄大・土井和幸 1988 『芦屋庵寺』地点遺跡試掘調査概要報告書－南トレンチャー－
＜昭和62年度埋蔵文化財調査概要23＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・松村朋世・後神 泉 編 1991 『平成2年度国庫補助事業 芦屋庵寺遺跡ほか発掘調査概要報告書』
＜芦屋市文化財調査報告第21集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・和田秀寿・後神 泉 1990 「三条九ノ坪遺跡－第2地点発掘調査簡報－」＜芦屋市文化財調査報告第18集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・和田秀寿・関野 豊 編 1988 『昭和62年度国庫補助事業 芦屋庵寺遺跡G・I地点発掘調査概要報告書』＜芦屋市文化財調査報告第15集＞ 芦屋市教育委員会
- 森岡秀人・和田秀寿・田口泰久 1991 『芦屋の歴史と文化財－歴史資料展示室常設展示図録－』 芦屋市立美術館
- 和田秀寿 1982 「芦屋における用水路Ⅰ－東川用水路の現状と復元－」『地城史研究 芦の芽』第35号 芦の芽グループ
- 和田秀寿 1992 「近世東川用水路－歴史的景観への警鐘－」『なりひら』Vol.6 芦屋市立美術館
- 和田秀寿 1994 「芦屋の水車（補遺1）」『なりひら』Vol.14 芦屋市立美術館
- 和田秀寿 1997 「三条町誌Ⅰ－芦屋の原風景が残る町－」『なりひら』Vol.25 芦屋市立美術館

写真図版

P L A T E



調査地の横を流れる旧東川用水（北から）J地点



芦屋廃寺遺跡(第53地点) 調査地現況(北東から) I地点



寺田遺跡(第104地点) 調査地現況(南東から) P地点

寺田遺跡(第104地点)
第1次確認調査
第12トレンチ掘削風景
(北西から)



第5トレンチ
機械掘削風景
(南西から)



第9トレンチ
調査風景
(南東から)





第2トレンチ北壁土層(南から)



第5トレンチ北壁土層(南から)



第6トレンチ北壁土層（南から）



第10トレンチ北壁土層（南から）



第11トレンチ南壁土層（北から）



第13トレンチ北壁土層（南から）

第1トレンチ
北壁土層
(北西から)



第4トレンチ
北壁土層
(南から)



第7トレンチ
北壁土層
(南から)



第8トレンチ
北壁土層
(南から)



第9トレンチ
南壁土層
(北から)



第12トレンチ
南壁土層
(北から)

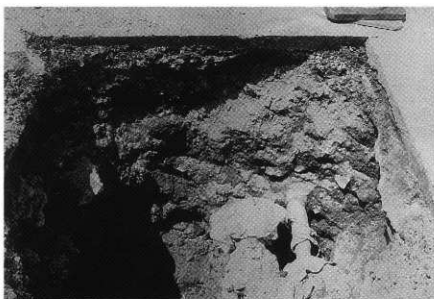


図版 8 芦屋廃寺遺跡(第53地点)・寺田遺跡(第104地点)

第14トレンチ
北壁土層
(南から)



下水道試掘トレンチA
北壁土層
(南から)

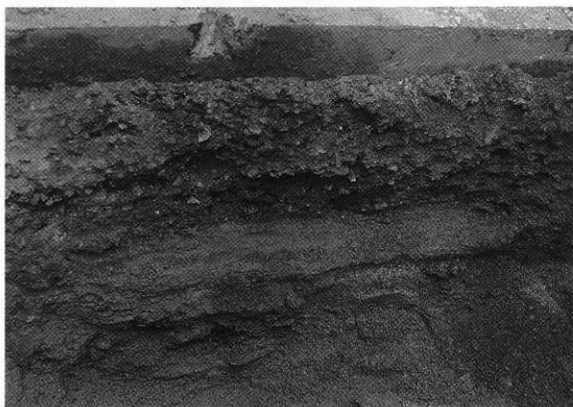


下水道試掘トレンチB
北壁土層
(南から)





E区 下水道工事 石組出土状況(北西から)



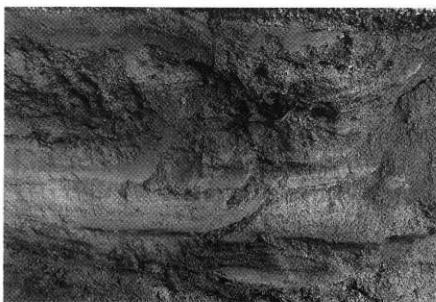
E区 下水道工事 東壁土層(西から)

図版 10 芦屋廃寺遺跡(第53地点)・寺田遺跡(第104地点)

J区
ガス工事 掘削状況
(南から)



M区
下水道工事 西壁土層
(東から)



F区
下水道工事 掘削風景
(南西から)



H区
下水道工事風景
(南から)



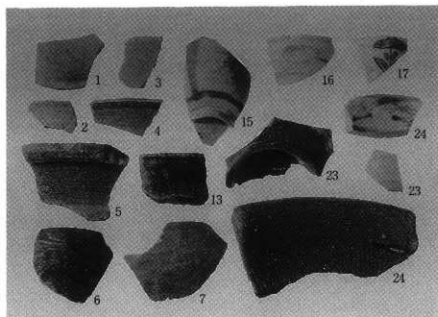
D区
ガス工事風景
(南から)



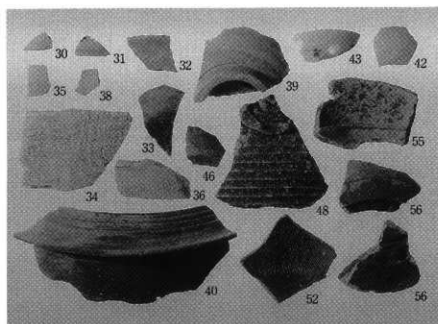
D区
下水道工事風景
(北から)



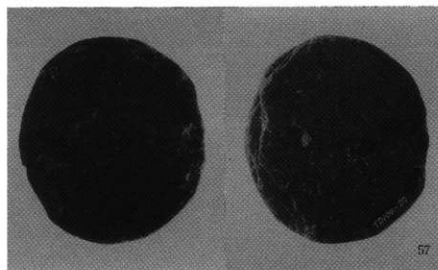
第1次確認調査
出土遺物



第2次確認調査
出土遺物



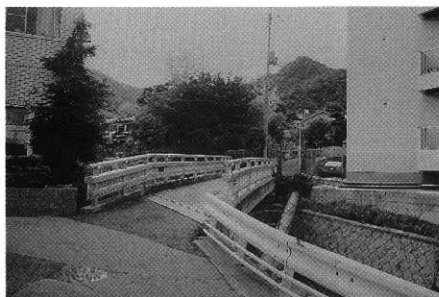
第2次確認調査
出土遺物
双孔円板未製品
(原寸)



A地点（北から）
一の井手（東川用水
推定取水口付近）



C地点（南から）
高座川を掛樋で越えて
いたところ
右のマンションは水車小屋跡



E地点（西から）
蛇行する路地に
マンホールがならぶ



G地点（北から）
照楽寺の南
水路は左のネットフェン
スから出て南へ曲がる



H地点（南から）
畦垣内分水付近



L地点（北から）
住宅街の中に、古い石
垣を残す水路が走行する



M地点（北から）
J R東海道本線を
くぐる東川用水



N地点（北から）
清水町付近
道路の下に水路が
埋設される



O地点（南から）
国道2号線と交差する
部分





三条村絵図（天保8年〔1837〕）左 吉宏氏 寄贈文書
（芦屋市教育委員会 所蔵 芦屋市立美術博物館 保管）

あ と が き

平成7年度から開始された阪神・淡路大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財保護のための事前調査は、まず第一の対象が民間住宅の再建であったが、市営住宅や公園・街路・下水道など公共工事に伴うものも激増し、全国の専門職員による3か年の支援期間が過ぎ去からは、復興事業の進捗に伴いさらにウェイトを占めるものとなっている。

今回の調査もその一環として行われたもので、防災上も迅速なる対応が必要であった。調査地の周辺は過去に数多くの調査が実施され、近世東川用水路の前身をなす旧地形復元がクローズアップされつつあった。調査方法として、全面調査ができないことはもとより、事業の緊急度からして工事立会的な確認調査が精一杯のところであり、長期間にわたり工事と並行して埋蔵文化財の確認にあたった。

その成果の一つとして、旧東川の様相の把握と用水路の旧態の一部を確認することができ、芦屋市史編集の頃よりその重要性が増してきた近世芦屋の村々の水利権の問題に何がしかの資料を提供し得たのではないかと思う。

震災後に本市が刊行した報告書は、本書でちょうど10冊目になるが、膨大な調査量に前にしての悪戦苦闘の日々はこれからもまだまだ続くと思う。編集を担った3名を代表して、多くの方々の御支援、御協力に感謝したい。

(森岡 秀人)

表紙カラー写真 ▶三条村絵図(天保8年・1837) 要部

裏表紙実測図 ▶岡 美和 測図・整図

芦屋市文化財調査報告 第35集

芦屋廃寺遺跡(第53地点)・寺田遺跡(第104地点)

震災復興埋蔵文化財確認調査概要報告書

津知川排水区雨水管敷設工事(東川用水路推定地)に伴う確認調査

平成11年3月31日 印刷発行

発行者 芦屋市教育委員会

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL.0797(31)2121(大代表)

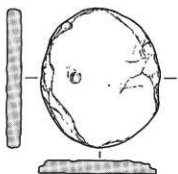
編集者 芦屋市教育委員会社会教育部文化財課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 TEL.0797(31)9066

印刷所 阪神印刷株式会社

〒661-0024 尼崎市三反田町3丁目4番30号 TEL.06(6426)8888

Ashiya Archaeological Record 35



寺田遺跡(第104地点)第2次確認調査

E・F区出土

双孔円板未製品

1999. 3

Ashiya City Board of Education, Japan